

未来への約束を、

公正証書が守ります。

遺言・任意後見・信託・各種契約



相談
無料

※詳しくは下記まで
お問い合わせください。

日本公証人連合会・法務省

日本公証人連合会 | <http://www.koshonin.gr.jp> ☎03-3502-8050

法 務 省 | <http://www.moj.go.jp>

公証役場照会用電話 | ☎03-3502-8239

公証週間は毎年
10月1日から10月7日です

国が定めた公正証書作成手数料

目的の価額	～100万円 まで	～200万円 まで	～500万円 まで	～1,000万円 まで	～3,000万円 まで	～5,000万円 まで	～1億円 まで
手数料	5,000円	7,000円	11,000円	17,000円	23,000円	29,000円	43,000円

以下超過額5,000万円までごとに3億円まで13,000円 10億円まで11,000円 10億円を超えるもの8,000円加算。

※遺言手数料の場合は目的の価額が1億円まで11,000円加算された金額になります。

※その他詳細につきましては公証役場へお問い合わせください。

公正証書作成手続きと主な必要書類

当事者本人が公証役場に出向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

個人の場合

印鑑証明書と実印、又は自動車運転免許証・在留カード・パスポートなどと印鑑。

法人の場合

法人登記の謄本・抄本などと代表者の印鑑証明書と代表者印。

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状と当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑証明書（法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などのほか、法人の委任状とその委任状に押した代表者印の印鑑証明書）及び出向いた人が代理人本人であることを証明するため、上記「個人の場合」に掲げた書類と印鑑が必要となります。

Q1. 公証役場は何をすることでいいですか？

公証役場は、公証人が遺言・任意後見・信託など各種契約の公正証書の作成、定款や私文書の認証、確定日付の付与などの事務を行うところです。

Q3. どのような場合に遺言が必要ですか？

特に次のような場合は、遺言が必要・有益です。

- ① 相続人が全くいない場合
- ② 夫婦の間に子供がいない場合
- ③ 内縁の妻に財産を遺したい場合
- ④ 先妻の子供と後妻がいる場合
- ⑤ 息子の妻に財産を遺したい場合
- ⑥ 相続人ごとにそれぞれ特定の財産を与えたい場合
- ⑦ 相続権のない孫に遺産を贈りたい場合
- ⑧ 遺産を公共団体や病院等に寄附したい場合
- ⑨ 知人や友人に遺産を贈りたい場合
- ⑩ 遺産分割協議の実施が困難な場合
- ⑪ 相続人の所在が分からない場合

公証に関するご相談は**無料**です。
あらかじめ電話でご予約の上、お越しください。

Q2. 公正証書のメリットは何ですか？

- ① 強力な証拠力によって、裁判になっても立証の苦勞がありません。
- ② 公正証書の原本が公証役場に保存されます。そのため、紛失・偽造・変造などの心配がありません。
- ③ 強制執行に服する旨の条項を入れることにより、支払をしなかった者に対し、訴訟を起こさなくても、不動産や給料などの財産を差し押さえることができ、債権を取り立てることができます。

Q4. 私文書の認証とは、どのようなものですか？

- ① 私人が作った文書の署名（記名押印を含む。）が、本人のものに間違いのないことを証明するものです。
- ② 外国語で書かれた文書の認証もできます。
- ③ これにより、署名押印についての争いを防止できます。国際取引でも活用されています。公文書の認証はできません。

Q5. 確定日付とは、どのようなものですか？

文書がその日に存在していたことを証明するものです。債権譲渡や質権設定など第三者に対抗するためや、その文書が確定日付の日が存在していたことを証明したいときなどに活用されます。

令和元年度版

荻窪駅南口から移転しています。

J R 東京メトロ丸ノ内線 荻窪駅北口前 杉並公証役場

〒167-0032 東京都杉並区天沼3丁目3番3号
(澁澤荻窪ビルディング4階)
TEL (3391)7100 FAX (3391)7103

ホームページアドレス <http://s-kousyou.sakura.ne.jp/>

